

令和6年度第2回宝達志水町男女共同参画審議会 議案一覧

議案1 第4次宝達志水町男女共同参画行動計画取組状況について

第4次宝達志水町男女共同参画行動計画取組状況について、議案1のとおり報告する。

議案2 令和6年度町の重点目標の取組状況について

令和6年度町の重点目標の取組状況について、議案2のとおり報告する。

宝達志水町男女共同参画行動計画取組状況調査

令和6年10月31日現在

基本目標 I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

課題1 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進

(1) わかりやすい男女共同参画の広報・啓発活動の推進

①わかりやすく受け入れられやすい広報・啓発活動の推進

<p>■「男女共同参画週間」「人権週間」等、多様な機会を通じた広報・啓発</p> <p>■マスメディア等多様な媒体による広報・啓発活動の実施</p>	
企画情報課	<p>広報誌への記事掲載及びケーブルテレビの撮影においては、男女差別につながるような人的表現に配慮し、住民への撮影についても不快にならないように努めている。また、各担当課でも住民に対して、男女共同参画への意識啓発を広報誌、ホームページ、ケーブルテレビを通して情報提供を行っている。広報等の掲載については、固定概念で性別を特定した表現や女性軽視につながる表現などがあれば、随時、担当課に是正を求めている。</p>
税務住民課	<p>広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどを通して情報提供し、提供時は男女差別につながる表現に引き続き配慮する。</p>
健康福祉課	<p>広報紙への記事掲載及びケーブルテレビの撮影時においては、男女差別につながる表現や撮影に配慮している。</p>
健康づくり推進室	<p>広報、啓発等において、誤解が生じないように配慮している。</p>
子育て応援室	<p>広報紙等への記事掲載やケーブルテレビの撮影時においては、男女差別につながる表現や撮影に配慮している。</p>
生涯学習課	<p>広報誌への記事の掲載や新聞掲載も活用し、積極的に推進している。また、生涯学習センター内に男女共同参画や人権問題等のポスター掲示やチラシ配布を通して、施設利用者への意識向上を図っている。</p>
<p>■男女共同参画に関する法令や国、県及び町の計画についての広報・啓発</p>	
生涯学習課	<p>第4次計画の策定後、町ホームページで公開している。</p>

②行政、企業・団体等への啓発推進

<p>■人権の尊重や男女共同参画に関する研修の充実</p> <p>■企業や各種団体等が行う意識啓発や各種活動の支援</p>	
総務課	<p>広報やホームページ、フェイスブック等への掲載においては、</p>

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

	男女差別につながる表現に配慮し、今後も留意をする。
商工観光課	関係機関が発行しているポスター等を町商工会の窓口に設置している。
生涯学習課	県主催の研修会に参加している。企業や団体等が行う意識啓発や活動への支援については、具体的なことは行っていない。

(2) 男性や若い世代の男女共同参画の理解促進

①男性や若い世代の男女共同参画の理解促進

<p>■男性や若い世代を対象に男女共同参画の意義を理解するための広報啓発活動、学習機会の提供</p> <p>■男性の育児への参画や家庭教育への参画を推進するための啓発及び情報提供の実施</p> <p>■各種啓発事業への男性や若い世代の積極的な参加促進</p>	
生涯学習課	<p>文化祭での啓発活動の際、男性料理を推進するため「おとう飯レシピ」を配布し、参画の意義を呼びかけた。</p> <p>町内2か所の放課後児童クラブで絵本の読み聞かせをし、子どもたちに男女共同参画の意義である「学校や家庭でもお互いの個性を尊重し、自分の能力を発揮し、協力し合うことの大切さ」を分かりやすく伝え、家事の手伝い等の実践も呼びかけた。</p> <p>性別、年代に関係なく、老若男女が共に楽しめる公民館講座や教室などを企画することで男性や若い世代の積極的な参加を促進し、引き続き、男女共同参画の意義を理解するための広報啓発活動を行った。</p>

課題2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(1) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

①男女共同参画苦情処理制度等の相談体制の充実

<p>■男女共同参画苦情処理機関の周知と適切な処理</p> <p>■女性に関するあらゆる相談に対応できる体制の充実</p>	
生涯学習課	住民からの相談に対して、町関係部署と連携し、関係機関の紹介や有用な情報提供など、相談があった場合の対応を適正に行えるよう努めている。
<p>■関係相談窓口の連携強化</p>	
税務住民課	毎月実施している困りごと相談を通して、心配ごと相談、人権相談、行政相談だけでなく幅広い相談業務を実施するとともに、複数の課に関係する相談について関係課と十分な連携

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

	を図っていく。
健康福祉課	関係機関と連携を取り、適切・確実な対応を心がけている。
健康づくり推進室	関係機関、部署と連携しながら、個々の場所に合わせて対応するよう心がけている。
子育て応援室	関係機関と連携を密に取り、適切・確実な対応を心掛けている。
生涯学習課	男女の別によるものでなく、一人ひとりの状況に応じた対応ができるよう心掛けている。

(2) 男女共同参画に関する諸問題の調査・研究の充実

①意識調査・実態調査の実施及び情報の収集

■男女共同参画に関する町民意識調査の定期的な実施	
生涯学習課	今年度は実施していない。
■町が実施する各種調査における性別データの把握	
企画情報課	特に実施していない。
商工観光課	特に実施していない。
健康福祉課	性別データを目的とした調査は行っていない。
健康づくり推進室	特に実施していない。
子育て応援室	特に実施していない。
生涯学習課	今年度は実施していない。

②町民、企業、団体等への情報の提供

■男女共同参画施策推進のための情報提供	
生涯学習課	<p>男女共同参画に関する講演会（ふらっとミニセミナー）の開催や、放課後児童クラブへの出前講座（絵本の読み聞かせ）、文化祭での男女共同参画啓発パンフレットの配布、パープルリボンツリーとメッセージカードの設置、おとう飯（男性料理）の紹介などの情報提供を行っている。また、令和2年度実施の男女共同参画に関する町民意識調査概要版を小中学校や各種団体の代表者からなる男女共同参画審議会委員への配布、生涯学習課、健康福祉課、図書館窓口に配置するなど情報提供に努めている。</p> <p>その他、企業等への呼びかけや情報提供は実施していないが、県事業等のパンフレット配布を実施している。</p>

課題3 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(1) 学校における男女平等教育の推進

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

①初等中等教育における男女平等教育の推進

■男女共同参画に関する副読本等による男女平等教育の推進 ■人権尊重に視点に立った男女平等教育の推進	
学校教育課	小中学校の道徳授業において男女の役割、男女が互いに対等な構成員であり、お互いに尊重しあうことについて考える機会をもっている。 人権教育についても児童・生徒向けに行っている。

(2) 家庭における男女平等教育の推進

①男女平等意識を育てる家庭教育の推進

■家庭教育テレビ番組等による学習機会の提供	
生涯学習課	教育テレビ番組等の放送などの情報提供や研修会などを通して推進ができないため、実施していない。

②家庭教育に関する相談、体制の充実

■家庭教育電話相談、家庭教育カウンセリングの実施	
生涯学習課	相談員がおらず、専門的知識を活用した相談に応じられる体制が整っていないため、十分な対応ができていない状況であるが、具体的に対応できるよう、体制の整備に努める。

(3) 地域における男女共同参画学習・教育の推進

①男女共同参画社会の形成をねらいとした学習機会の充実

■男女共同参画学習の機会提供 ■公民館等の社会教育施設における学習機会の提供 ■各種啓発事業への男性の積極的な参加促進	
生涯学習課	公民館講座はさまざまな年代の町民が参加しやすいように日程や内容を企画している。 今後も、性別、年代に関係なく、老若男女が共に参加しやすく、楽しめる講座や教室などを企画し、学習機会の提供に努める。

基本目標Ⅱ

方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

課題4 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

(1) 行政機関における女性の参画の拡大

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

①町の審議会等委員への女性の参画拡大

(女性委員の割合は小数点以下第2位を四捨五入)

■審議会等委員への女性の参画推進(推薦団体等に対する協力要請、職務指定の柔軟な対応を検討)	
総務課	○行財政改革審議会委員 9名(女2名、男7名) 22.2% ○顕彰選考委員会委員 5名(女2名、男3名) 40.0%
環境安全課	各種委員会や審議会の構成員について、女性の参画推進に努める。 ○防災会議委員 25名中 女性2名 ○国民保護協議会委員 18名中 女性1名
企画情報課	役員改選時に女性委員を選任するように努めている。 ○ケーブルテレビ放送番組審議会7名(女性3名、男性4名) 42.9% ○町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 15名(女性2名、男性13名)13.3% ○町地域公共交通協議会21名(女性2名、男性19名) 9.5% ○町定住促進協議会12名(女性2名、男性10名) 16.7% ○小学校旧校舎利活用検討審議会15名(女性3名、男性12名) 20.0%
商工観光課	特に実施していない。
税務住民課	各種審議会や委員会の構成員について、女性の参画推進に努める。 ○人権擁護委員(男2名、女4名) ○行政相談委員(男1名、女1名) ○固定資産税評価委員(男3名、女0名)
健康福祉課	○福祉有償運送運営協議会 8名(女1名、男7名) 12.5% ○老人ホーム等入所判定委員会 5名(女0名、男4名) 0% ○障害支援区分認定審査会 5名(女1名、男4名) 20.0% ○障害者計画等策定委員会 10名(女3名、男7名) 30.0% ○介護認定審査会 20名(女14名、男6名) 70.0% ○介護保険策定委員会及び地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会 9名(女3名、男6名) 33.3% ○高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会 11名(女3名、男8名) 27.3% ○在宅医療・介護連携推進協議会 11名(女7名、男4名) 63.6%
健康づくり推進室	○「健康づくり推進協議会」の委員10人中6人が女性。(保健師、養護教諭、栄養教諭、健康づくり推進員、食生活改善推進員、看護大学講師) ○健康づくり推進室が支援している地区組織(健康づくり推進員、食生活改善推進協議会)の代表が、町各課や能登中部保健福祉センター等の委員に推薦されている。
子育て応援室	性別にこだわらない公平な登用を実施している。 ○要保護児童対策地域協議会 11名(女3名、男8名) 27.3%

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

農 林 水 産 課	農業委員会など関係団体に対して、女性委員を積極的に選出するよう努めた結果、1名の登用が図られた。
議 会 事 務 局	現在、女性議員は2名。議会からの委員選出は、性別にとらわれず選出している。
学 校 教 育 課	・教育委員は、女性の選出を積極的に推進していく。 ・PTA役員等、男女同等に選出されている。
生 涯 学 習 課	審議会や委員会は女性の選出を積極的に推進しているところであり、引き続き、女性の選出を推進していく。 ○社会教育委員 8名(女3名、男5名) 37.5% ○図書館協議会 10名(女8名、男2名) 80.0% ○文化財保護審議会 7名(女0名、男7名) 0% ○青少年健全育成町民会議 19名(女4名、男15名) 21.1% ○男女共同参画審議会 9名(女4名、男5名) 44.4% ○スポーツ推進委員会 9名(女3名、男6名) 33.3%
宝達志水病院	当院は女性が多い職場で院内運営会議での男女比はおよそ1:2となっている。
財 政 課	該当なし
地 域 整 備 課	該当なし
会 計 課	該当なし

②町の管理・監督職員への女性の積極的任用及び職域拡大

■町の管理・監督者への女性の積極的任用	
■町の女性職員の職域拡大及び能力開発	
総 務 課	性別に関係無く職員採用を実施しているほか、意欲と指導力のある有能な女性職員については、積極的に管理・監督職へ登用することに努める。

(2) 企業・団体等における女性の参画促進

①企業や各種団体等の役職員等への女性の参画推進

■企業・各種団体等に対する資料提供と協力依頼	
生 涯 学 習 課	実施していない。

(3) 地域等における女性の参画促進

①女性団体の活動支援

■各種女性団体等の活動支援	
生 涯 学 習 課	女性団体が公共性のある活動を行うため生涯学習センターを

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

	利用する場合、利用料の減免等を行う。
--	--------------------

②女性の地域活動指導者の資質の向上

■男女共同参画社会の形成に資する研修会や交流会等の開催支援	
生涯学習課	男女共同参画に関する講演会（ふらっとミニセミナー）等を通じて、男女共同参画に関する研修を実施。今後、関係機関のネットワークを構築するためにも、交流会の開催回数を増やすなど、第4次計画との関係を図る。

課題5 方針の立案・決定過程へ参画できる女性の人材養成

(1) 女性がチャレンジできる社会づくり

①女性のチャレンジを促進する社会的気運の醸成

■広報紙・広報番組による広報・啓発	
生涯学習課	男女共同参画制度やDV防止の啓発のほか、男女共同参画に関する講演会（ふらっとミニセミナー）を通じて、男女共同参画への意識啓発を広く行った。また、公益財団法人いしかわ女性基金と連携し、女性の人材に関する情報の収集・提供に努めた。

②女性のネットワークづくりへの支援

■各種関係団体による交流促進・研修講座事業の実施	
生涯学習課	公共施設に男女共同参画推進事業のパンフレットやビジネス講習会等のチラシを配置し、情報提供している。

③女性の人材に関する情報の収集・提供

■各種関係団体の情報提供	
生涯学習課	公益財団法人いしかわ女性基金と連携し、女性の人材に関する情報の収集・提供に努めた。

(2) 女性の意見を反映させる機会の拡大

①社会的、政治的問題に関する取組への支援

■行政情報へのアクセス拡大	
総務課	審議会や委員会等において、参加者全員に意見を求め女性が発言しやすい環境を整えるほか、その意見を積極的に取り入

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

	れるよう心がけている。
環境安全課	各種会議や委員会等において、女性の意見を積極的に取り入れていけるよう心がけている。
企画情報課	審議会等において、女性の意見を積極的に取り入れるよう心がけている。 統計調査員の選任については、積極的に登用に努めている。
商工観光課	特に実施していない。
議会事務局	性別に関係なく対応している。
税務住民課	広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどをおして、困りごと相談や無料法律相談の開催を周知する。
宝達志水病院	病院単独でホームページを開設している。
健康福祉課	各委員会では、男女の別なく積極的に意見を聞く機会を設けている。
健康づくり推進室	健康づくり推進協議会（10人中6人）、健康づくり推進員（131人中126人）、食生活改善推進協議会49人全員）が女性であり、役員会や全体会、行事などにおいて、幅広く、意見を聴取する機会を設けている。
子育て応援室	各委員会では男女の区別なく積極的に意見を聞く機会を設けている。
生涯学習課	委員会等においては、女性の意見を積極的に取り入れるよう心がけている。
財政課	該当なし
農林水産課	該当なし
地域整備課	該当なし
会計課	該当なし
学校教育課	特になし

基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現

課題6 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

①男女雇用機会均等法等の定着促進

	<p>■ 広報紙・啓発冊子による広報・啓発</p> <p>■ 企業等を対象とした普及・啓発</p>
商工観光課	公共施設等に関係機関が発行しているポスターの掲示やパンフレットを設置し、啓発に努めた。

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

②非正規労働者における労働条件の向上

■パートタイム労働法、労働者派遣法の周知徹底	
商工観光課	公共施設等に関係機関が発行しているポスターの掲示やパンフレットを設置し、啓発に努めた。

③労働相談の実施

■労働相談体制の強化	
商工観光課	特に実施していない。

④積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の奨励

■企業等を対象とした広報・啓発及び好事例の収集・情報提供	
商工観光課	特に実施していない。

⑤企業等の取組の促進

■育児・介護休業法の周知徹底及び育児休業・介護休業の取得状況の的確な把握	
商工観光課	特に実施していない。
■宝達志水町子ども・子育て支援事業計画の周知徹底	
子育て応援室	広報、ホームページ、ガイドブック等で適切に周知している。
■男女共同参画取組状況実態調査の実施及び提供	
商工観光課	特に実施していない。

(2) 働く女性の妊娠・出産にかかわる保護

①法や制度の周知

■労働基準法及び男女雇用機会均等法の妊娠・出産後の健康管理に関する規定の周知・啓発	
■セミナー、広報紙による周知・啓発	
■育児・介護休業資金融資制度の周知	
■ワークライフバランス企業の普及促進	
商工観光課	公共施設等に関係機関が発行しているポスターの掲示やパンフレットを設置し、啓発に努めた。

課題7 多様な就業を可能にする環境の整備

(1) 女性の職業能力発揮に対する支援の充実

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

①就業及び職業能力開発にかかる情報提供・相談の充実

■就業に関する情報提供及び相談の実施	
商工観光課	七尾公共職業安定所（ハローワークはくい）からの週間求人情報を町役場に設置し、町のHPにも掲載し周知した。

(2) 再就職への支援

①就業及び職業能力開発にかかる情報提供・相談の充実

■女性就業援助促進のための相談及び情報提供	
■各種団体による研修講座事業の情報提供	
商工観光課	石川県人材育成推進機構など関係機関が発行している関連ポスターの掲示やパンフレットを設置し、情報提供に努めた。

(3) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援及び就業環境の整備

①雇用・起業以外の就業環境の整備

■商工会女性部活動に対する支援	
商工観光課	特に実施していない。

②新たな就業形態における就業環境の整備

■短時間正社員制度等に関する相談事業の実施、広報紙による啓発	
商工観光課	特に実施していない。

課題8 男女の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現

(1) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

①仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

■ワークライフバランス企業の普及促進	
■セミナー、広報紙による周知・啓発	
■育児・介護休業資金融資制度の情報提供	
■両立支援助成制度の周知	
商工観光課	公共施設等に関係機関が発行しているポスターの掲示やパンフレットを設置し、啓発に努めた。
■町職員の育児休業制度の周知及び取得しやすい職場の雰囲気づくりの推進	
■町の男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の実施	
総務課	新採職員をはじめ、男女問わず対象職員に対して育児休業制度について周知を行っている。

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

②育児・介護を行う労働者の就労継続の支援

■ファミリー・サポート制度の周知	
健康福祉課	広報、ホームページ、ガイドブック等で適切に周知している。
子育て応援室	広報、ホームページ、ガイドブック等で適切に周知している。
■セミナー、広報紙による周知・啓発	
商工観光課	公共施設等に関係機関が発行しているポスターの掲示やパンフレットを設置し、啓発に努めた。

③育児・介護休業者の代替要員の確保

■育児休業代替要員確保のための助成制度の周知・啓発	
生涯学習課	特に実施していない。

④社会的気運の醸成

■各種事業、制度の広報・周知（子育て、ワークライフバランス等）	
商工観光課	公共施設等に関係機関が発行しているポスターの掲示やパンフレットを設置し、啓発に努めた。
子育て応援室	広報、ホームページ、ガイドブック等で適切に周知している。

(2) 労働環境の整備

①労働時間の短縮

■労働時間等設定改善法の周知徹底	
商工観光課	公共施設等に関係機関が発行しているポスターの掲示やパンフレットを設置し、啓発に努めた。

②フレックスタイム制等の普及

■労働基準法及び育児・介護休業法の勤務時間短縮等に関する規定の周知・啓発	
商工観光課	公共施設等に関係機関が発行しているポスターの掲示やパンフレットを設置し、啓発に努めた。

(3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

①多様な保育サービス等の充実

■延長保育、夜間保育、休日保育の実施	
■病児・病後児に対する保育サービスの充実	
■一時預かりやショートステイなどのサービスの提供	

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

<p>■放課後児童クラブの充実</p> <p>■障害児の受け入れ体制の充実</p>	
子育て応援室	働く保護者、その他のやむを得ない事情により保育できない家庭のため、保育所・放課後児童クラブを開設している。保育所では一時保育・延長保育・休日保育・病後児保育を実施している。保育所・放課後児童クラブで対処できないものについては、ファミリーサポート及びショートステイ等により対応している。
健康福祉課	障害を持つ児童の放課後デイサービスや日中一時支援事業などのサービスを行っている。

②子育てに関する相談体制等の充実

<p>■マイ保育園登録制度の普及</p> <p>■子育て支援コーディネーターの養成と全保育所への配置</p> <p>■育児のノウハウを学ぶ機会の提供</p> <p>■子育て家庭への保育士訪問サポートの実施</p> <p>■子育て中の親同士が議論を通じて自分なりの子育ての仕方を学ぶ場の提供</p> <p>■子育て支援情報の提供</p>	
子育て応援室	<p>妊娠中の方や乳幼児の保護者には、マイ保育園登録制度を普及しており、育児体験や育児相談、一時保育サービスなど継続的な支援を受けることができる。子育て支援センターでは保育所に入所していない児童と保護者に遊びの場を提供し、親子や友達と一緒に遊びながら保育士に相談できる体制を整えている。</p> <p>令和6年度に「こども家庭センター」を設置し、0歳から18歳までの子どもがいる家庭を対象とした、経済的支援・伴走型支援による切れ目のない子育て支援を行っている。</p> <p>また、広報やホームページ、子育てパンフレットや母子手帳アプリを利用し、子育て支援情報を提供している。</p>
<p>■家庭教育電話相談・家庭教育カウンセリングの実施</p>	
生涯学習課	<p>専門相談員がいないため、専門的知識を活用した相談に応じられる体制は整っていない。</p> <p>家庭教育支援チームも子育て支援センターを利用する保護者の子育て相談にあっているが、コロナ禍以降、会員の減少や支援センター利用者の減少のため、相談事業を実施していない状態である。</p>

③子育てに関する地域交流の活性化

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

<p>■保育所等における交流の場の提供 ■地域子育て支援拠点の拡充 ■子育てサークル等の地域活動の支援</p>	
子育て応援室	子育て支援センターを相見保育所に併設し、子育て世帯の交流の拠点としている。保育所では保護者会や事業を通じて保護者の交流を図っている。

④子育てを支援する生活環境等の整備

<p>■公的建築物のバリアフリー化の推進 ■妊婦に優しい環境づくりの推進</p>	
総務課	庁舎の駐車場に専用スペースを設けている。
子育て応援室	新規に施設を建築するときは、徹底したバリアフリー化を推進している。 令和3年度から不妊治療が必要な人を早期に発見する、いしかわプレ妊活健診助成事業を開始している。不育症の治療が必要な場合には、保険適用外の部分について一部助成している。また、令和4年度から不妊治療が保険適用になったことに伴い、保険適用で実施した特定不妊治療費や、付属した先進医療費について一部助成を開始し、支援の充実を図っている。
地域整備課	特に実施していない。
宝達志水病院	当院は「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」に適合しており、妊婦をはじめ人に優しい建築物となっている。
生涯学習課	生涯学習センター駐車場に専用スペース、センター内にはエレベーターを設けている。

⑤介護支援策の充実

<p>■介護支援策の充実に向け、関連施策の充実</p>	
健康福祉課	介護・福祉サービスや、介護予防・日常生活支援総合事業・地域支援事業などを充実させると共に、地域における互助を推進し、生活支援ボランティア等、男女ともに参画できるような生活支援の場を構築している。

課題9 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

(1) 地域社会の構成員としての女性の社会参画の促進

①男女共同参画の理解促進

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

■各種事業、制度の広報・周知	
農林水産課	各種会議において周知を図っている。

②女性リーダーの育成

■研修会等の開催情報の提供	
農林水産課	各種団体の女性に対し情報を開示し、積極的な参加を呼びかけている。

③方針の立案・決定過程への参画促進

■農業委員会、農業協同組合等の意思決定の場への女性登用に向けた啓蒙促進	
農林水産課	農業委員会委員の次期改選時（R5.7）には、女性委員の登用を前提に検討や準備を進めた結果、1名の登用が図られた。

(2) 職業人としての能力向上による女性の経営参画の促進

①経営パートナーとしての経済的地位の向上

■家族経営協定の必要性を啓発	
農林水産課	新規就農者に対して実施する制限説明等において、その都度、必要性の説明を行っている。

②経営者としての能力の向上

■経営管理能力向上研修の開催及び受講支援	
農林水産課	関係機関から情報収集等を行い、周知に努める。

③農村漁村の「6次産業化」への取組支援

■起業のための技術習得、異業種交流等の活動支援及び女性起業者の活動支援	
農林水産課	関係機関と連携・協力しながら、6次産業化に対して取り組み意欲のある方々に対し、情報提供や制度など、行政として支援できることを行っていく。

課題 10 人々が安心して暮らせる環境の整備

(1) 生活困難を抱える家庭への支援

①ひとり親家庭の自立支援と生活環境の整備

■就業相談から情報提供までの一貫した就業支援	
■母子家庭就業支援員の配置	
■児童扶養手当の支給	

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

<p>■ひとり親家庭等医療費の助成</p> <p>■一般相談・養育費相談・特別相談の実施</p>	
子育て応援室	ひとり親家庭で条件に当てはまる世帯について、児童扶養手当を支給する。医療費は自己負担分について、児童は窓口無料化、保護者は月 1,000 円を超える額を償還給付している。相談は、窓口及び電話等で課員が対応している。また、月に一度、母子相談員（県）がアステラスを利用して、ひとり親相談を実施している。

②経済的困難を抱える子育て家庭への支援

<p>■奨学金制度等にかかる情報提供</p>	
学校教育課	広報、ホームページ、学校等を通して制度を周知し、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学援助費の支給を実施している。

(2) 高齢者の自立した生活に対する支援

①高齢者の就業と社会参画の促進

<p>■高齢者雇用促進のための啓発及び各種支援制度の周知</p>	
商工観光課	公共施設等に関係機関が発行しているポスターの掲示やパンフレットを設置し、啓発に努めた。
<p>■NPO活動・ボランティア活動の普及・啓発</p> <p>■ボランティアリーダーの養成</p> <p>■ボランティア団体の相互交流の促進</p> <p>■老人クラブ会員相互の交流促進の支援</p> <p>■社会貢献している老人クラブの活動事例集の作成</p>	
健康福祉課	町と生活支援コーディネーターが地域の高齢者を支えるための居場所づくり（地域サロン）や助け合いのための共助の取組みを推進している。身近な集会所等でサロンを開催し、男女に関係なく事業に参画できるよう活動を支援している。またサロン連絡会やお宝発表会など、情報交換や意見交換、取組みの発表などを通して、新たな共助の取組を推進やリーダーの育成に努めている。 老人クラブは各団体ごとに、誰もが参加しやすい教室や親睦会を開催するなど交流を深めている。
<p>■学習機会の提供</p>	
生涯学習課	性別、年代に関係なく、老若男女が共に参加しやすく楽しめる講座や教室などの公民館講座の充実により、学習機会の提供に努めている。

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

■シルバー人材センター事業の実施	
商工観光課	高齢者の希望に応じた就業の機会を確保し、その就業を援助することにより、高齢者の生きがいの充実や社会参加の推進を図った。

②地域における支え合いの推進

■老人クラブによる高齢者福祉ボランティア活動の推進 ■老人クラブが行う地域における仲間づくりの推進 ■地域包括支援センターによる地域見守りネットワークの構築	
健康福祉課	<p>老人クラブでの生きがい活動や健康づくりの推進、介護予防教室の開催等、クラブ活動の活性化等を通じて仲間づくりや支え合いを推進している。</p> <p>高齢者の閉じこもりや孤立を防止するため、地区の民生委員、区長、近隣住民による見守り活動や、企業の協力による地域の見守り協定など、地域における見守りネットワークを整備・強化している。また身近な地域サロンでの介護予防や助け合い、仲間づくりを推進することで、地域における支え合いを推進している。</p>

③在宅サービス等の充実

■身近な相談窓口の整備充実 ■地域密着型サービスなど利用者ニーズに対応した介護サービスの拡充	
健康福祉課	<p>地域包括支援センターに相談窓口を設置し、安心して医療・介護サービス等が受けられるよう支援している。また認知症地域支援推進員を育成し、推進員を配置している事業所に認知症高齢者や家族に対する相談窓口を開設している。また地域密着型サービス事業所においても、性別による差別なく、細やかで安心したサービスが提供できるよう、ニーズに合わせた在宅支援サービスを充実させている。</p>

④施設サービスの充実

■介護保険施設の計画的な整備及び個室ユニット化の推進	
健康福祉課	<p>介護保険事業計画を策定し、計画的に施設整備を実施した。町指定の施設は個室ユニットとなっている。</p>

⑤介護マンパワーの養成と確保

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

<p>■介護支援専門員の養成確保 ■ホームヘルパー等直接処遇職員の資質向上 ■社会福祉分野の求人・求職情報の提供・斡旋</p>	
健康福祉課	<p>受験資格のあるものに介護支援専門員の取得を促し、男女の区分無くマンパワーの確保に努めている。職員の資質向上のための研修機会を促し、人材育成の平等化を図っている。求人・求職情報の提供・斡旋は特に行っていない。</p>

(3) 障害のある人の自立支援と生活環境の整備

①自立支援と生活環境の整備

<p>■障害者施設の整備 ■在宅福祉サービスの充実 ■生活支援事業の推進 ■社会参加促進事業の推進 ■障害者職場実習、職場適応訓練制度の利用促進</p>	
健康福祉課	<p>障害者計画及び障害者福祉計画を策定し、自立支援に向けた障害福祉サービスの充実を推進している。 本人や保護者の意向を十分に把握し、一人ひとりに合ったサービスを提供するため、計画相談・支援を行っている。 住み慣れた地域での生活や社会参加を推進するため、町が実施する「地域生活支援事業」を組み合わせるなど、障害特性に配慮しながら、内容や方法等を検討している。</p>

(4) バリアフリー社会の推進

①バリアフリー社会の推進

<p>■町民への普及・啓発 ■民間・公共施設等のバリアフリー化の推進</p>	
総務課	<p>役場庁舎の正面玄関に段差解消のためのスロープ設置や階段等に手すりを設けているほか、役場1階に多目的トイレを設置している。</p>
地域整備課	<p>特に実施していない。</p>
健康福祉課	<p>施設を新築する時は、バリアフリー化を推進している。 町民センターアステラスの玄関に車椅子を配置し、手すり・エレベーター・身障者用トイレを設けている。</p>
子育て応援室	<p>保育所の改修工事等にてバリアフリー化を進めている。</p>
生涯学習課	<p>生涯学習センターでは、正面玄関に車椅子を配置、エレベーター</p>

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

	ター・身障者用トイレを設け、1階床面には視覚障害者用に点字ブロックを敷設している。
宝達志水病院	当院は「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」に適合しており、人に優しい建築物となっている。

課題 11 地域における男女共同参画の推進

(1) 石川県男女共同参画推進員の活動の促進

①石川県男女共同参画推進員による啓発活動の推進

■石川県男女共同参画推進員研修の充実 ■各種情報、普及啓発資料の提供	
生涯学習課	推進員と定期的に会合を持ち、男女共同参画に関する情報交換を行い、リーフレット等資料を提供した。また、研修会などに積極的に参加した。

②石川県男女共同参画推進員の活動支援

■男女共同参画推進員が実施する普及啓発活動及び自主活動の支援	
生涯学習課	文化祭での啓発活動や講演会（ふらっとミニセミナー）開催にかかる日程調整や案内・広報など、普及啓発活動のサポートを行っている。今後は女性相談員の配置の必要性や関係機関のネットワークを構築するためにも、研修会や交流会の開催を増やすなど、第4次行動計画との連係を図る。

(2) 地域活動等における男女共同参画の促進

①地域活動への参画の促進

■石川県男女共同参画推進員が実施する普及啓発活動の支援	
生涯学習課	町と推進員で定期的に会合を持って啓発活動や研修を実施するほか、第4次行動計画との連係及び推進を図っている。

②環境保全活動への参画促進

■町民・事業者・NPO等の環境保全に関する共同の推進 ■環境問題に関する情報の提供や交流の場の提供 ■地域における環境学習への支援	
環境安全課	クリーンビーチ活動等の参加を通して、関係団体や住民の環境保全と意識向上に努めるとともに、環境美化推進員と連携したごみの減量化対策や出前講座を実施している。

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

③消費者団体や消費生活グループ活動への参画促進

<p>■講演会、研修会等における啓発並びに消費者団体への支援</p>	
税務住民課	消費者トラブルの情報提供や消費生活相談員および消費生活推進員による啓発活動、被害防止講座などを実施している。

④教育活動への参画促進

<p>■「心の教育」の推進 ■婦人団体等の活動支援 ■公民館等の社会教育における学習機会の提供</p>	
生涯学習課	P T A活動としての地域教育活動においても、男女共同参画推進を図るために啓発に努めていく。

⑤ボランティア活動等への参画促進

<p>■ボランティアの養成 ■ボランティア活動への支援 ■ボランティア関係情報の収集・提供 ■N P O活動の普及啓発及び人材の養成 ■N P O活動支援及び協働の推進</p>	
健康福祉課 (社会福祉協議会)	社会福祉協議会でボランティアセンターを運営し、①交流会、②町内小中学校での福祉の授業等を開催している。
学校教育課	特になし
生涯学習課	町広報紙等で、学校支援ボランティア、家庭教育支援チームなどの新規メンバーを募集した。
環境安全課	町交通安全協会や地域の防犯関係者への活動支援、防災士の育成支援を行っている。

(3) 災害対策における男女共同参画の促進

①男女共同参画の視点を踏まえた災害対策

<p>■町地域防災計画や避難所運営マニュアル等の整備促進 ■災害時における男女共同参画の視点の必要性の啓発 ■相談業務の充実、防犯指導・広報、避難所及びその周辺の警戒</p>	
環境安全課	女性防災士を増やすことで女性ならではの視点を取り入れ、今後の避難所運営などの業務等に活かしていく。

基本目標Ⅳ

女性の人権が推進・擁護される社会の形成

課題 12 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 女性に対するあらゆる暴力への対策の推進

①女性に対する暴力防止についての意識啓発

<p>■各種広報紙やチラシ等を活用した啓発活動の実施及び「人権週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」などの多様な機会を通じた広報啓発活動の実施</p>	
企画情報課	関係活動の撮影等広報媒体を通じた依頼があった場合には、積極的に広報啓発を努めている。
税務住民課	広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどを活用した周知、人権擁護委員による人権教室の実施や啓発グッズの配布などを実施している。
生涯学習課	11月のいしかわパープルリボンキャンペーンに合わせ、町広報紙に啓発記事を掲載し、相談窓口の周知に努めた。 また、内閣府「女性に対する暴力をなくす運動」のポスター掲示や町文化祭でリーフレット等を配布し、パープルリボンツリーとメッセージカードを設置（生涯学習センターに設置）するなど情報提供を行った。
<p>■女性に対する暴力をテーマとしたシンポジウム等の開催 ■各種広報紙やチラシ等を活用した相談窓口の周知 ■各種相談窓口の連携による女性の暴力に関する相談対応能力向上 ■相談員の養成、育成の促進 ■被害者を総合的・継続的にサポートできるシステムの整備 ■女性被害者に接する機関等の合同研究会の開催等連携強化 ■女性に対する暴力関係相談機関の連携強化による相談実績の把握</p>	
健康福祉課	実施していない。
生涯学習課	シンポジウム等は開催していない。 専門の相談員はいないが、担当職員が相談員向けの研修等に参加し、相談対応能力の向上に努めている。
<p>■女性・子どもを対象とした地域安全情報の提供、防犯指導の実施 ■安全・安心なまちづくりの推進</p>	
環境安全課	警察や地域の防犯関係者と連携した防犯対策や、防犯情報の提供を行っている。

②セクシャル・ハラスメント防止対策の推進

<p>■広報、研修等による普及・啓発事業の実施</p>	
生涯学習課	関係部署との連携を図りながら、意識啓発に努めていく。 町広報における啓発及び町文化祭における啓発パネルの展示によって周知に努めた。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

①配偶者等からの暴力の防止・被害者保護対策の推進

■相談支援体制の整備・充実	
■各種広報紙やチラシ等を活用した相談窓口の周知	
生涯学習課	関係部署と連携を図り、対応の充実に努める。 役場庁舎・生涯学習センター・町民センターの女性用トイレに啓発カードを設置、また、町広報紙における啓発及び町文化祭における啓発パネルの展示によって、相談窓口の周知に努めた。
■暴力抑止相談・カウンセリングの実施	
健康福祉課	実施していない。
■警察、児童相談所等関係機関との連携、協力	
■安全・安心なまちづくりの推進	
健康福祉課	関係機関と連携し、情報を共有している。
生涯学習課	青少年育成センターを中心に警察と連携し、町内の主要箇所を中心にパトロールを実施した。

②若者層への予防啓発の促進

■人権尊重の視点に立った男女平等教育の推進	
学校教育課	男女平等教育については、全ての教育活動を通じて指導を行っている。特に、人権尊重の精神を身につけて育てることを目標に各小中学校で指導計画を立て人権教育を推進している。「差別」について考える月間を設け、性差別などについて考える機会を持っている。
■交際相手からの暴力（デートDV）防止セミナー等の情報提供	
生涯学習課	関係機関と連携を密にして対応の充実に努め、被害者の状況及びニーズを的確に把握し、町広報やホームページを活用し情報の共有及び提供に努める。

課題 13 生涯を通じた女性の健康支援

(1) 女性の健康づくりの支援

①生涯を通じた健康づくりの支援

■各種健康診査の精度向上	
■広報紙・啓発冊子による広報・啓発	
健康づくり推進室	・健康診査（19～74歳の国保加入者）（75歳以上）

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

	<ul style="list-style-type: none"> ・各種がん検診勧奨の個別通知（子宮がんは20歳以上、その他のがん検診は40歳以上） ・肝炎ウイルス検診（40・45・50・55・60・65・70歳）個人通知 ・歯周疾患検診（20・30・40・50・60・70・76歳）個人通知 ・健康診査・がん検診の受診勧奨（個人通知・町広報での啓発）
--	--

②子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進

<ul style="list-style-type: none"> ■がん検診の受診率向上のための普及啓発 ■子宮がん、乳がん検診の広域的な実施体制の整備 ■カルシウムアップなどの食生活改善の普及啓発 	
健康づくり推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮がん、乳がん検診が受けやすいように、広域的な医療機関での個別検診を委託。

③性に関する適切な教育・啓発・相談の推進

<ul style="list-style-type: none"> ■学校教育活動全体を通じた性教育の充実 	
学校教育課	<p>保健体育の時間を中心に行っている。中学校1年生では「心身の機能の発達と心の健康」という単元で、体の成熟に伴う性的な発達について学習する。相談については、アンケートや教育相談の時間を設けている。また、保健室で養護教諭にさまざまな悩みを打ち明けたりスクールカウンセラーを活用するなど、悩みに対処できるよう備えている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■女性なんでも相談等相談事業の実施 	
健康づくり推進室	<p>女性限定では実施していないが、健康相談日を設けたり、電話相談なども随時受付している。</p>
子育て応援室	<p>女性限定では実施していないが、メールや電話相談などを随時、受け付けている。</p>

(2) 妊娠・出産等に関する女性の健康支援

①妊娠から出産・育児に至る一貫した母子保健対策の充実

<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠初期から一貫した健康管理 ■不妊相談と不妊治療費の助成 ■多胎児、低出生体重児家庭等への支援 	
子育て応援室	<p>妊娠初期から一貫した健康管理として、母子手帳交付時に保健師が妊婦全員と面談し、妊娠中のさまざまな不安を軽減できるようサポートしている。また、助産師によるプレパパ・ママ教室や訪問など、相談の種類に応じて多職種で支援して</p>

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

	<p>いる。妊娠8か月頃には全員にアンケート配信を行い、結果をもとに面談を行いながら出産前の不安軽減に努めている。出産後は、赤ちゃん訪問を全数実施し、赤ちゃん和妈妈の健康・発育等についてアドバイスしている。</p> <p>子育て期は、安心して育児ができるよう必要に応じて関係機関と連携し、利用可能なサービスを提供・紹介している。</p>
--	--

②周産期・小児医療体制の充実

<p>■産科・小児科医等の確保に向けた取組の実施</p> <p>■子どもの急病時の対処法や適正受診の在り方についての普及啓発</p>	
子育て応援室	<p>能登中部管内の小児休日当番医事業に参加している。休日・夜間・急病時の相談窓口であるこども医療電話相談や急病時の対処法を赤ちゃん訪問や乳幼児健診で周知している。</p>
<p>■子どもの事故防止に関する啓発の推進</p>	
子育て応援室	<p>子どもの事故防止に関するパンフレットを乳幼児健診時に配布し、保健指導を行っている。</p> <p>また、町の消防署と協力し、子育て支援センターで事故予防に関する講座を開催している。</p>
学校教育課	<p>特になし</p>

(3) 女性の健康に大きな影響をもたらす問題についての対策の推進

①H I V / エイズ、性感染症対策の推進

<p>■H I V / エイズ、性感染症についての正しい知識の普及のための講演会等の実施</p>	
健康づくり推進室	<p>講演会等の希望は無いが、希望があれば能登中部保健福祉センターの協力を得て実施する。</p>
<p>■学校における教育の推進</p>	
学校教育課	<p>H I V / エイズ、性感染症等については、中学校3年生が保健体育時に学習する。</p>
<p>■H I V / エイズ、性感染症の予防と相談検査体制の整備</p>	
健康づくり推進室	<p>相談は無いが、あれば、能登中部保健福祉センターや医療機関に相談する。</p>

②薬物乱用防止対策の推進

<p>■薬物乱用防止推進のための街頭キャンペーンの実施や情報メディアを活用した啓発の推進</p>	
健康づくり推進室	<p>県から配布されたポスターの掲示による啓発。</p>

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

■学校における教育の推進	
学校教育課	薬物等に関して外部講師を招き「薬物乱用防止教室」を行っている。

③喫煙・飲酒の影響対策の推進

■喫煙・飲酒の助成に及ぼす影響について広報・啓発	
健康づくり推進室	町広報・ポスターにて広報・啓発。
■児童生徒への指導	
学校教育課	保健体育の時間に「健康な生活と病気の予防」という単元で喫煙、飲酒、薬物乱用が健康に与える悪影響について指導している。

課題 14 メディアにおける人権の尊重

(1) メディアにおける人権尊重のための取組の推進

①インターネットを含む各種メディアの自主的な取組のための情報提供

■関係業界の自主規制のための情報提供	
生涯学習課	石川県の取り組みに準じた情報提供に努めていく。

②メディア・リテラシーの向上

■学校教育、社会教育を通じた情報教育の推進	
学校教育課	学校教育では、各教科及び特別活動を中心に全ての教育活動を通して情報の収集の仕方、適切に情報を受け取る方法、その中から必要な情報を選択する力や情報を発信する力の育成に努めている。
生涯学習課	インターネットに潜む危険性から子どもたちを守るため、石川県が作成するパンフレットを各学校に配布し、情報モラル意識の高揚に努めている。

③インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた取組

■青少年携帯電話啓発事業	
■フィルタリングサービスに関する講習会及び広報の実施	
学校教育課	学校から保護者に対し、インターネットに潜む危険性をうたったパンフレットの配布やネット依存・フィルタリングサービスについての啓発を行っている。
生涯学習課	青少年育成会議で携帯電話及びフィルタリングサービスに関する講習会を設け、インターネット利用における情報閲覧の

R 6 男女共同参画行動計画取組状況調査

	制限や受発信を制限するなどに周知に努めている。
--	-------------------------

④町が発行する広報等の表現の配慮

■町広報・発行物の見直しについて、課長会議等を通じて、随時要請	
企画情報課	町の広報誌等で人権に対する配慮に欠けた内容や表現になっていないかを確認して、見直しが必要な場合は修正する。
生涯学習課	町の広報紙や公式ホームページ、フェイスブックなどについて、固定的な役割分担の表現や不平等な表現になっていないかを男女共同参画の視点で点検し、見直しが必要な場合は掲載した担当課に修正を要請する。

【資料】審議会登用女性委員の数値調査

令和6年4月1日現在

※「第4次宝達志水町男女共同参画行動計画」87ページ関連

審議会等名	第4次成果			担当課	令和5年度
	令和6年度(R6.4.1現在)				(R5.4.1現在)
	委員総数	うち 女性委員数	女性の割合 *		女性の割合 *
市町村防災会議	25人	2人	8.0%	環境安全課	12.5%
民生委員推薦会	12人	2人	16.7%	健康福祉課	16.7%
国民健康保険事業の運営に関する協議会	12人	4人	33.3%	健康づくり推進室	25.0%
介護認定審査会	20人	14人	70.0%	健康福祉課	70.0%
社会教育委員会	8人	3人	37.5%	生涯学習課	37.5%
スポーツ推進委員会	9人	3人	33.3%	生涯学習課	41.7%
図書館協議会	10人	8人	80.0%	生涯学習課	80.0%
地方文化財保護審議会	7人	0人	0.0%	生涯学習課	0.0%
市町村国民保護協議会	18人	1人	5.6%	環境安全課	5.6%
子ども・子育て支援に関する審議会	12人	5人	41.7%	子育て応援室	54.5%
行財政改革審議会	9人	1人	11.1%	総務課	11.1%
顕彰選考委員会	6人	2人	33.3%	総務課	33.3%
ケーブルテレビ放送番組審議会	7人	3人	42.9%	企画情報課	28.6%
情報公開・個人情報保護審査会	5人	0人	0.0%	企画情報課	0.0%
男女共同参画審議会	9人	4人	44.4%	生涯学習課	50.0%
青少年健全育成町民会議	19人	4人	21.1%	生涯学習課	21.1%
障害支援区分認定審査会	5人	1人	20.0%	健康福祉課	20.0%
介護保険事業計画等策定委員会及び地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会	8人	3人	37.5%	健康福祉課	33.3%
成年後見支援センター運営推進協議会	5人	1人	20.0%	健康福祉課	20.0%
高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会	11人	3人	27.3%	健康福祉課	16.7%
要保護児童対策地域協議会	11人	3人	27.3%	子育て応援室	30.8%
合 計	228人	67人	29.4%		29.9%

* 小数第2位以下四捨五入

※この数値調査は、内閣府が実施する「地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査」を基にまとめたものであり、法、条例に基づく委員会及び協議会を調査対象とする。

議案 2

令和6年度町の重点目標取組状況

重点目標	内 容	取 組 状 況	実施期間
1	男性や若い世代の男女共同参画の理解を促進していくために、トモサン会で今年度から新たに誰でも作れる防災食レシピの作成に取り組む。	<p>1 能登半島地震の経験をふまえ、非常時に備蓄品等を利用して老若男女誰でも簡単に作ることができるレシピをトモサン会定例会時に検討した。 ポリ袋や備蓄食品を使い、栄養バランスの取れたレシピ（案）を作成した。</p> <p>2 検討したレシピを3月のトモサン会定例会で試作予定。試作後に再度レシピの検討を行い、完成させる。</p>	<p>1～2月</p> <p>3月</p>
2	男性や若い世代の男女共同参画の理解を促進していくために、トモサン会が中心となり、夏休みに小学生対象の出前講座や文化祭での啓発活動（男女共同参画絵本読み聞かせや紹介など）を実施し、幼少期からの意識付けを推進する。	<p>1 夏休みに放課後児童クラブ2か所で絵本の読み聞かせによる出前講座を実施した。絵本「虫ガール ほんとうにあったおはなし」は他の人とは違っても、自分の好きなものは好きなままでいいと貫く大切さやお互いを尊重し合うことの大切さを伝える内容。</p> <p>2 町文化祭やふらっとミニセミナーでは、以前考案したおとう飯レシピを配布。文化祭では、抜粋したレシピを写真付きでわかりやすく調理工程等を紹介した。</p>	<p>8月</p> <p>11月</p>
3	審議会等の改選時に女性を積極的に登用するよう、今年度も継続して生涯学習課から各課に依頼する。	参考：各課取組状況	委員改選時